

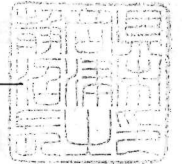
沼津市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項で準用する第 11 条第 1 項の規定に基づき公告し、農業振興地域整備計画の案及び変更しようとする理由を記載した書面（変更理由書）を下記 1 により縦覧に供します。

沼津市の住民（沼津市内に事務所を有する法人を含む）は、この農業振興地域整備計画の案について、下記 2 により沼津市に意見書を提出することができます。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者等（所有者又はその土地に関し法律上保護される権原を有している者）は、この農用地利用計画の案に対して異議があるときは、下記 3 により沼津市に異議を申し出ることができます。

令和 8 年 10 月 14 日

沼津市長 頼重 秀一



記

1 農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

（1）縦覧期間

自 令和 8 年 10 月 14 日（水）

至 令和 8 年 11 月 13 日（金）

（2）縦覧場所

沼津市役所農林農地課（沼津市御幸町 16 番 1 号）

2 意見書の提出

（1）提出先

沼津市役所農林農地課（沼津市御幸町 16 番 1 号）

（2）提出方法

沼津市役所農林農地課において配布する指定された意見書様式に必要事項を記入のうえ、提出先へ持参するか、郵送により提出してください。

(3) 提出期限

令和8年11月13日(金)

(4) 提出にあたっての注意事項

提出先、提出方法、提出期限を遵守してください。

(5) 意見書の処理

提出された意見書については、その要旨及び処理結果を、農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告します。

3 異議の申出

(1) 申出先

沼津市役所農林農地課(沼津市御幸町16番1号)

(2) 申出方法

沼津市役所農林農地課において配布する指定された異議申出書様式に必要事項を記入のうえ申出先に持参するか、郵送により提出してください。

(3) 申出期限

令和8年11月30日(月)

(4) 申出にあたっての注意事項

申出先、申出方法、申出期限を遵守してください。